

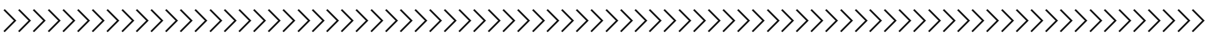


YAMAUCHI パテント NEWS

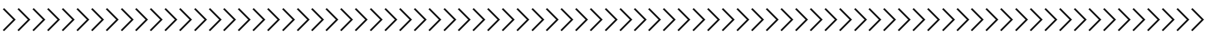
VOL. 51

////// ニュースの目次 //////////////////////////////////////

- 1. 平成27年度のはじまり
- 2. 新異議申立制度と無効審判
- 3. 原弁理士コーナー
- 4. 章子弁理士の職場復帰
- 5. 赤松弁理士の一言コメント



1. 平成27年度のはじまり



新年度がはじまったばかりの4月3日（金）、近くの玉藻公園（高松城跡）桜の馬場で事務所恒例の花見を行いました。

当日は好天に恵まれ、空蒼く風暖かく気持ちのよい花見でした。

— 蒼空に舞うや花びら皆追うて —

皆様も花見を楽しまれたかと思います。
新年度を新しい気持ちで始めたいと思います。



>>

2. 新異議申立制度と無効審判

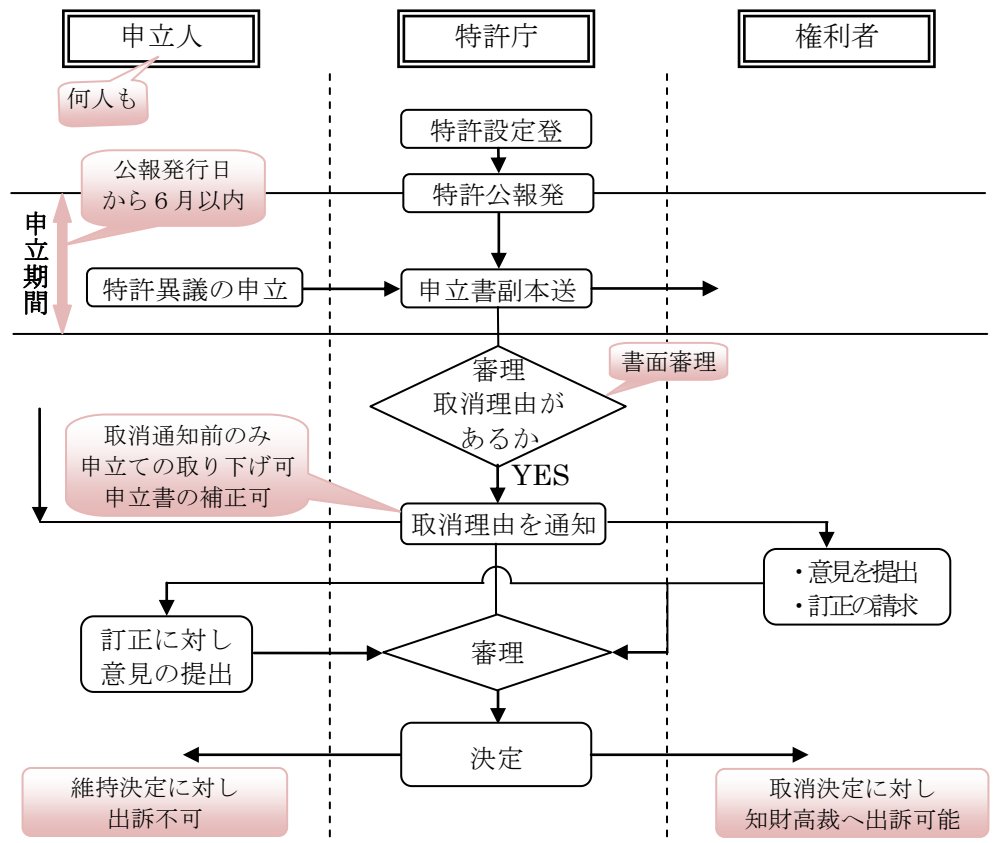
>>

新異議申立制度は、特許付与後の有効性見直しが無効審判一本やりでは不便だったことへの反省から平成26年改正法で復活したものです。

その特徴を無効審判と対比してみると、下表のようです。

	異議申立て	無効審判
申立人適格, 請求人適格	何人も申立て可	利害関係人
申立期間, 請求期間	特許公報発行から6月以内	制限なし
申立理由, 無効理由	公益的事由のみ	公益的事由 + 権利帰属に関する事由
審理の方式	書面審理	口頭審理
予告	決定の予告なし	審決の予告あり
効力	一事不再理なし	当事者(参加人)の一事不再理あり
出訴可否	維持：不可 取消：可(被告：特許庁長官)	維持：可(被告：被請求人) 無効：可(被告：請求人)

なお、これまで数回ご報告した内容と重複するとは思いますが、新異議申立制度のポイントを図解すると以下のようですので、ご覧下さい。



>>

3. 原弁理士コーナー

>>

日本弁理士会には、特許委員会を始め様々な委員会があります。本年度も私は、これまで所属した国際活動センターと呼ばれている委員会に所属して活動する予定です。今回は、国際活動センター員として行ってきた活動の一部を紹介したいと思います。

一昨年度、私は国際活動センターの外国情報部アジア部局特許関連に所属して活動しました。そこでは、10人程度のメンバーの各人が、東南アジアの国々の修正実体審査について、それぞれ担当国の代理人から最新の情報を収集し、年度末にはそのデータをまとめました。

いわゆる修正実体審査とは、同じ発明について、複数の国でPCTやパリ条約により出願した場合、他の国の出願の状況を自分の国の特許庁に提出して審査の参考にしてもらうことを言います。折しも2013年4月には、オーストラリアが法改正を行って修正実体審査制度を廃止し、2014年2月にはシンガポールが修正実体審査の制度を変更する法改正を行いました。2013年度は、これらの国を含め、日本のメーカーの関心の高い10程度の国について、調査時点での修正実体審査の制度内容、運用状況、登録の確率（これは現地代理人の感触による）などを、JETROの資料に基づきながら現地の代理人に確認いたしました。

これらの資料は、弁理士会で保存し、弁理士の間で活用されております。皆様におきましてもご希望がございましたら、内容をお知らせすることができます。

今後も、海外の知財情報を適切にアップデートし、皆様のお役にたつ情報を提供できるようにしていきたいと考えています。

>>

4. 章子弁理士コーナー

>>

弁理士の山内章子です。この度、約1年間の産休、育休を終えて、4月から職場復帰することになりました。育児と仕事の両立は大変だと思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

さて、心機一転のこの4月、商標の世界も変化がありました。商標となる対象に、「音」「色（輪郭の無い色のみ）」「動き」「ホログラム」「位置」などが追加されました。現時点（4月8日）で、「音」の商標に関しては既に500件以上出願されているようです。

テレビCMだけでなく、自社ホームページでも特徴ある音を使用されている方は、ご検討されてはいかがでしょうか。その他の新しい商標についても追ってご説明したいと思います。

>>

5. 赤松弁理士の一言コメント

>>

私、赤松善弘は化学が専門です。化学系明細書には、化学系ならではのこだわりが

必要ですので、その辺りを逐次ご紹介していきたいと思えます。

まず、比較例の話。化学系明細書には、比較例がよく登場します。

ここで、大事なことは、比較例として、出願時に技術水準を示すもの、および発明特定事項の臨界的意義を明確に示すものを用意することの2点です。

第1の点は、技術水準となる先行技術と対比して、出願発明がどの程度、技術的に優れているのかを立証するために、比較例として記載します。これは進歩性を主張・立証するうえで非常に重要です。

第2の点は、請求項に記載された特定事項の臨界的意義を明確にするためです。例えば、請求項に特定された数値範囲外では所望の目的に達しないこと。逆に数値範囲内では格別顕著に優れた効果が奏されることを立証するために記載します。

このように比較例は、明細書において重要な役割を果たすものです。ですので、上限値と下限値の間のデータを十分にし、かつ上限以上と下限以下のデータも揃えましょう。

以上